

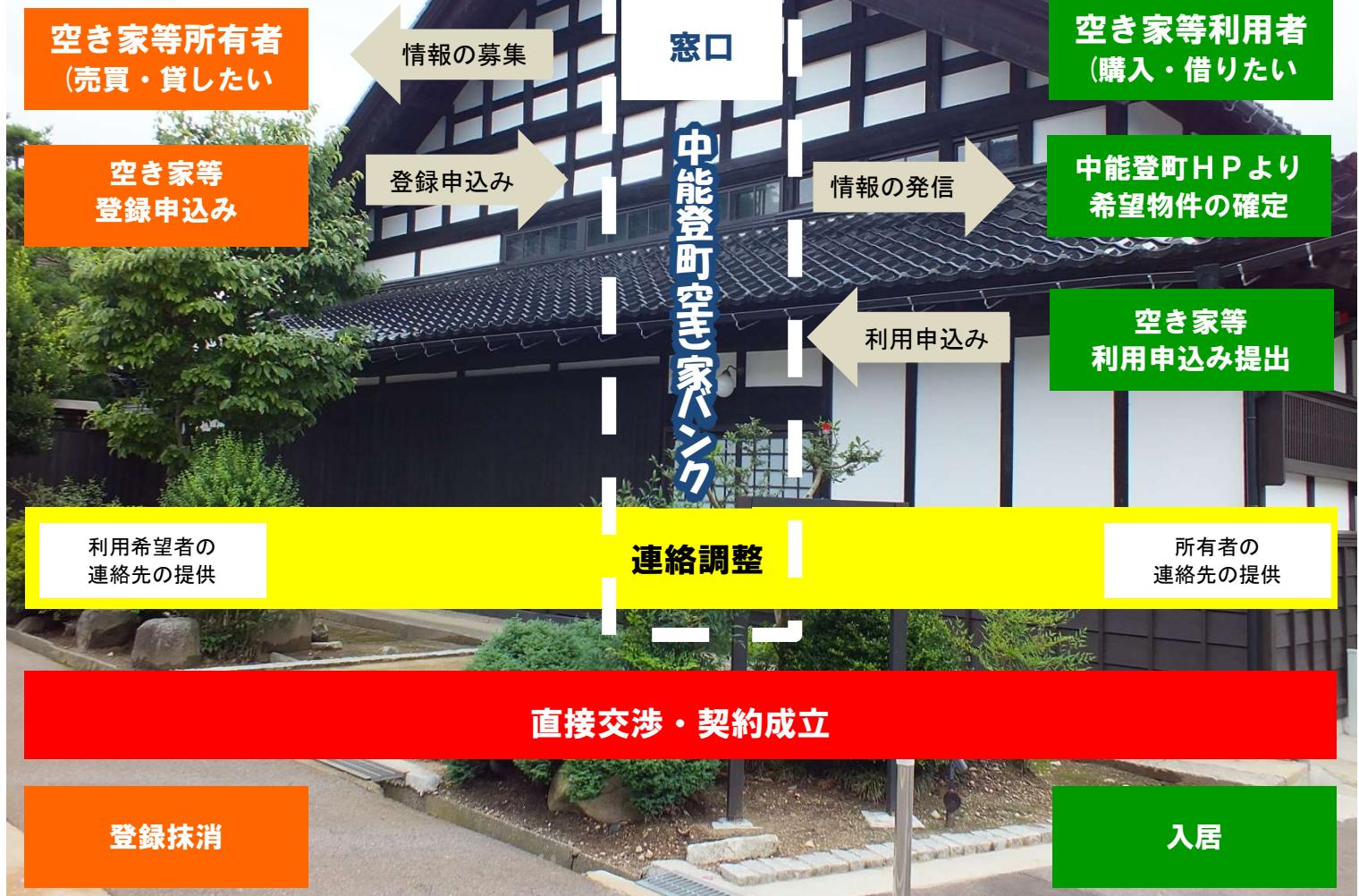
中能登町空き家バンク

運営：中能登町役場企画課

対象：町内にある空き家等（※）

※空き家、空き工場、空き店舗など

中能登町では、空き家等の売買・賃貸を希望する所有者の方から申込みを受けた情報を中能登町のホームページなどを通して公開し、定住や移住などで空き家等の利用を希望する方に情報提供する空き家バンクを運営しています。



●空き家等登録申込みの流れ

中能登町HPより登録の「申込書」と「同意書」をダウンロードし中能登町企画課まで提出してください。

●空き家等利用申込みの流れ

中能登町HPより登録の「利用申込書兼同意書」をダウンロードし中能登町企画課まで提出してください。

空き家バンクで取引成立

すると、様々な補助メニューが受けられます。

- ・家財道具等の処分・整理に係る補助
 - ・空き家等の改修等、解体等に係る補助
(解体については、解体後の新築が条件となります。)
- ※交付対象には要件があります。詳しい内容や手続きについてはHP又は企画課まで確認下さい。

※ 中能登町は空き家の情報を公開しておりますが、掲載されている物件の取引について売買または賃貸の仲介あるいは当事者となることはありません。

なお、仲介を希望される場合は、不動産業者等への依頼をお薦めします。

※ 契約前後（交渉含む）に関わらず発生したトラブルについては、町及び区は一切責任を負いません。

※ 掲載されている情報につきましては、中能登町独自の調査および申請に基づいて作成しておりますが、その内容について一切の責任を負いません。

※ 物件情報登録のため、町職員が現地を確認しますが、確認の結果、登録されない場合もあります。

※ 空き家情報は、別添の中能登町空き家情報一覧をご覧ください。

●お問い合わせ● 中能登町企画課 〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地 TEL: 0767-74-2806

E-mail: kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp

詳細はホームページをご覧ください。

中能登町空き家バンク

で検索！

空き家バンクで取引が成立

すると様々な補助メニューが受けられます。

中能登町空き家等情報登録促進奨励金

【対象物件】

空き家バンクで売買契約又は賃貸契約が成立した物件

【対象経費】

売買契約又は賃貸契約後の家財道具等の処分・整理に
係る実費相当分

【補助金額】

対象経費に要した金額（最大15万円）

【対象者】

当該物件の所有者若しくは購入者又は入居者のいずれかの者

※ただし、3親等以内の親族間で取引した者については対象外とする。

【申請時期】

売買契約又は賃貸契約が成立した日から1年以内に申請書に必要書類を添えて企画課まで提出

中能登町空き家等改修支援補助金

【対象物件】

空き家バンクで売買契約が成立した物件

【対象経費】

- ・主要構造部、トイレ、風呂台所等の生活するために必要な改修に要する経費
- ・国若しくは県の補助事業又は町の他の補助若しくは助成等の対象外の経費

【補助金額】

改修に要する経費の1/2以内（最大50万円）

【対象者】

- ・対象物件の購入者
- ・当該物件の購入に係り中能登町定住促進奨励金の交付決定を受けている者

【申請時期】

改修後1年以内に申請書に必要書類を添えて企画課まで提出

中能登町空き家等解体支援補助金

【対象物件】

空き家バンクで売買契約が成立した物件

【対象経費】

- ・解体等に要する経費
- ・建設業法の規定による土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けた事業者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による登録を受けた事業者が施工する解体に要する経費
- ・国若しくは県の補助事業又は町の他の補助若しくは助成等の対象外の経費
- ・公共事業による移転、建替えその他の補償等の対象外の経費

【補助金額】

解体に要する経費の1/2以内（最大30万円）

【対象者】

- ・対象物件の購入者
- ・当該物件を解体し、一戸建て住宅を新築し入居する者
- ・一戸建て住宅の新築に係り中能登町定住促進奨励金の交付決定を受けている者

【申請時期】

中能登町定住促進奨励金の交付決定後3ヵ月以内に申請書に必要書類を添えて企画課まで提出

●お問い合わせ● 詳しい内容や手続きについては、企画課（0767-74-2806）までお問い合わせ下さい。

その他にも、**定住** **創業** に関する補助メニューも合せてご活用下さい。

定住促進奨励金、U+Jターン者応援商品券、創業支援補助金、など